第二十三条の七第五項第二号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同条第九項第一号を次のように改める。

一　届出者の氏名及び住所又は居所

第二十三条の七第十二項第一号、第十四項第一号、第十六項第一号、第十九項第一号、第二十一項第一号イ及び第二号イ、第二十三項第一号、第二十四項第一号、第二十五項第一号並びに第二十六項第一号中「、住所又は居所及び個人番号」を「及び住所又は居所」に改め、同条第二十七項中「（以下この条において「地上権等」という。）」を削り、同条第二十八項第一号及び第二十九項第一号中「、住所又は居所及び個人番号」を「及び住所又は居所」に改め、同条第三十一項第二号中「地上権等が」を「施行令第四十条の六第四十四項に規定する地上権等が」に改め、同条第三十四項第一号中「、住所又は居所及び個人番号」を「及び住所又は居所」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　当該営農困難時貸付けが法第七十条の四の二第一項第二号又は第三号に掲げる貸付けにより行われた場合にあつては、届出者の生年月日

第二十三条の七第三十五項第一号ロ(1)中「第三条第一項第十三号」を「第三条第一項第十四号の二」に改め、同項第二号ニ(1)中「第四十条の六第五十二項第一号」を「第四十条の六第五十二項第二号」に改め、同号ニ(2)中「第四十条の六第五十二項第二号」を「第四十条の六第五十二項第一号イ」に改め、同号ニ(3)中「第四十条の六第五十二項第三号」を「第四十条の六第五十二項第一号ロ」に改め、同条第三十六項第一号イ及び第三十八項第一号中「、住所又は居所及び個人番号」を「及び住所又は居所」に改める。

第二十三条の七の二第一項第一号を次のように改める。

一　届出者の氏名及び住所又は居所

第二十三条の七の二第一項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　当該特定貸付けが法第七十条の四の二第一項第二号又は第三号に掲げる貸付けである場合にあつては、届出者の生年月日

第二十三条の七の二第二項第一号を次のように改める。

一　特定貸付農地等について猶予適用者が行つた特定貸付けが法第七十条の四の二第一項第一号に掲げる貸付けである場合　次に掲げる書類（第三号に掲げる場合に該当する場合にあつては、イに掲げる書類及び第三号に定める書類）

イ　その旨及び当該特定貸付けを行つた年月日を証する農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構（第六項第一号において「農地中間管理機構」という。）の書類

ロ　当該特定貸付けにつき農地法第三条第一項第十四号の二の届出を受理した旨及び当該届出を受理した年月日を証する当該特定貸付農地等の所在地を管轄する農業委員会の書類

第二十三条の七の二第三項第一号イ及び第五項第一号中「、住所又は居所及び個人番号」を「及び住所又は居所」に改め、同条第六項第一号中「第四十条の六第五十二項第一号」を「第四十条の六第五十二項第二号」に改め、同項第二号中「第四十条の六第五十二項第二号」を「第四十条の六第五十二項第一号イ」に改め、同項第三号中「第四十条の六第五十二項第三号」を「第四十条の六第五十二項第一号ロ」に改め、同項第三号中「第四十条の六第五十二項第三号」を「第四十条の六第五十二項第一号ハ」に改める。

第二十三条の八第十九項中「とした代替農地等」を「代替農地等の当該」に、「とした代替特例農地等」を「代替特例農地等の当該」に改め、同条第二十六項中「第四十条の六第四十四項」及び「第四十条の七第五十項」の下に「に規定する財務省令」を加え、「、同項第三号」を「、同項第二号中「第四十条の六第四十四項」とあるのは「第四十条の七第五十項」と、同項第三号」に改め、同条第二十八項中「第四十項まで」の下に「（同条第三十四項第七号を除く。）」を加え、「第四十条の六第五十二項第一号」を「第四十条の六第五十二項第一号イ」に、「第四十条の六第五十二項第二号」を「第四十条の六第五十二項第一号ロ」に、「第四十条の六第五十二項第三号」を「第四十条の六第五十二項第一号ハ」に改め、同条第三十六項中「に、それぞれ読み替えるもの」を削る。

第二十三条の八の二第一項第一号中「、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）」を「及び住所又は居所」に改め、同条第二項第一号イ中「第三条第一項第十三号」を「第三条第一項第十四号の二」に改める。

第二十三条の八の四第二十四項第一号中「、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）」を「及び住所又は居所」に改める。

第二十三条の九第二十四項第六号中「特例非上場株式等の内訳等」を「特例受贈非上場株式等の内訳等」に改め、同条第二十九項第一号イ中「、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所。次項第一号及び第三十七項第一号において同じ。）」を「及び住所又は居所」に改め、同条第三十項第一号及び第三十七項第一号中「、住所又は居所及び個人番号」を「及び住所又は居所」に改める。

第二十三条の十第二十七項第一号イ中「、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所。次号イ及び次項第一号において同じ。）」を「及び住所又は居所」に改め、同項第二号イ及び同条第二十八項第一号中「、住所又は居所及び個人番号」を「及び住所又は居所」に改める。

第二十三条の十二の二第五項第二号ロ、第二十三条の十二の三第二項第二号ロ及び第二十三条の十二の五第二項第二号ロ中「第五十条第一項」を「第五十四条の九第三項」に改める。

第二十三条の十三第一項第一号を次のように改める。

一　届出者の氏名及び住所又は居所

第三十条の二第一項第二号中「、認定特定事業再編計画又は認定中小企業承継事業再生計画」を「又は認定特定事業再編計画」に改め、同条第四項中「株式会社」を「会社」に改める。

第三十一条の二の見出し中「特定空港運営事業等」を「認定公社管理道路運営事業」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第八十二条第二項」を「第八十二条」に、「同項」を「同条」に改め、同項を同条とする。

第三十一条の三の見出し中「国際船舶」を「特定国際船舶」に改め、同条第一項中「国際船舶（」を「特定国際船舶（」に、「「国際船舶」を「「特定国際船舶」に、「国際船舶の」を「特定国際船舶の」に改め、同項第一号中「国際船舶」を「特定国際船舶」に改め、「海上運送事業者」の下に「（以下この項において「海上運送事業者」という。）」を、「及び」の下に「当該海上運送事業者が」を加え、同項第二号を次のように改める。

二　法第八十二条の二第一項に規定する外国法人から取得した特定国際船舶で航行の安全が確保されているもの　当該特定国際船舶を取得した者が海上運送事業者であること、当該海上運送事業者が当該特定国際船舶を当該外国法人から取得したこと、当該特定国際船舶が施行令第四十三条第三項の規定により指定されたものであること及び当該海上運送事業者が当該特定国際船舶を取得した日

第三十一条の三第二項中「国際船舶」を「特定国際船舶」に改める。

第三十七条の三第一項中「第七条第一項」の下に「、第七条の二第二項」を加える。

第四十条の四第三十八項を同条第四十三項とし、同条第三十七項中「第九十条の十二第四項第二号ニ」を「第九十条の十二第四項第二号ホ」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第三十六項中「第九十条の十二第四項第二号ハ」を「第九十条の十二第四項第二号ニ」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第三十五項を同条第三十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

40　法第九十条の十二第四項第二号ハに規定する車両総重量が七・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車で財務省令で定めるものは、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。